佐々木創主議会報告

この度5月12日に**臨時議会**、6月11日～２４日まで**定例議会**が開催されました。昨年10月から行われてまいりました合併協議会も6月14日でおおかたの検討項目がまとめられました。以下主なものをご報告いたします。

臨時議会　会期：5月12日

○**矢留小学校が改築**されることになりました。

矢留小学校の中校舎（築37年）と南校舎（築28年）の老朽化に伴い、耐力度に危険性が指摘されたため、現校舎を解体し、鉄筋コンクリート3階建てに立て替えられることになりました。**建設費**は機械･電気設備併せて**396,796.5千円**(財源は約3割が国庫補助､約5割が市債[この7割は交付税措置]、残りが市の建設基金）です。

ただ、校舎本体の**工事落札率**が予定価格の**78.3%**（322,350千円）であったため、**校舎の強度をはじめ安全性が指摘**されました。市当局も、落札率が85パーセント以下であったため再調査を行い、落札業者の宝永・山田建設共同企業体から企業努力による価格であるということと、今後しっかりとチェックをしていくとのことで議会で承認されました。

＊**市債**は市の借金で、その際には国の承認が必要で市が勝手に借金することは出来ません。**交付税措置**とは、国から支給される地方交付税に算入されて市へ交付されること。

○消防団員に関する政令改正に伴い、団員の災害補償条例が改正され補償額が引き下げられました。

○市民税の内容が変更されました。

これは地方税法の改正により、**市民税の個人の均等割**が**3,000円**となり、**老年者控除**および**同居の配偶者**に対する**非課税措置が廃止**され、後者は**一定の収入**（予定では100万円以上）がある場合**平成17年度からは1,500円**、**平成18年度からは3,000円**が課せられることになります。また、土地譲渡益に対する税率の引き下げなどや固定資産税も制限税率の廃止など条例が改正されました。

○市営団地の駐車場使用料が一律3,000円となりました。

６月定例議会　会期：6月11日～24日

○平成16年度老人保険特別会計補正予算が全会一致で可決しました

平成15年度会計決算見込みで医療給付費に不足額が生じたため、平成16年度予算から40,558,321円繰り上げ充用し、償還金併せて歳入歳出とも41,709千円追加されました。これは予算の性格上、基金・国県支出金が過去の実績での推計で交付されるためのもので、この額は平成16年度に清算交付されます。

○平成16年度一般会計補正予算が全会一致で可決しました

平成16年度予算に､歳入歳出とも**20,400千円が追加**され､総予算が14,755,400千円となりました。

主なところでは､「安全で安心できるまちづくり推進運動」の一環として、西鉄柳川駅前に駐輪場の**防犯カメラ設置費**の負担金（柳川市と三橋町で1/2ずつ）として**683千円**。北原白秋生誕120周年記念事業の一環として、**エコーはがき広告料1,046千円**（はがき価格：45円、発行枚数10万枚)。コミュニティ対策費として各校区公民館とアメンボセンターの**印刷機購入費**（8台）**2,600千円**。**昭代第１・２小学校に学童保育所建設**ための**14,000千円**（第２小は空き教室がないため建物新設)。教育振興費として**両開小学校**（矢部村小学校との交流備品）と**4中学校**へ**備品購入費**（**20万円×4校**）の**1,000千円**（緒方財団寄付金より）などです。

〇柳川市印鑑条例が改正され、印鑑登録に関し本人確認基準などが改められることになりました。

〇柳川市高額療養費支払資金貸付基金条例が一部改正されました

これは、不景気などの影響で高額療養費の貸付申請者の増加により基金が不足しているため、基金の額が 300 万円から 400 万円に増額されました。

〇柳川市健康保険税条例が一部改正されました

これは健康保険税のなかで介護保険の納付必要額が不足しているため、介護保険分の所得割を 0.8%から 1.0%へ、均等割を 5,000 円から 6,000 円へ引き上げ。それに対し医療保険分の所得割を 9.8%から 9.6%へ均等割を 26,000 円から 2,5000 円へ引き下げることになります。また、所得に応じた 7・5・3 割の軽減の額も改正されます。

〇消防団員の退職報奨金が国の政令改正により一律 2,000 円引き上げられることになりました

〇筑後川下流土地改良事業の計画変更が承認されました

これは福岡県南西部(6 市 8 町:久留米市、大牟田市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、三潴郡 3 町、山門郡 4 町、高田町)・佐賀県南部(3 市 23 町)地域で、合理的水利用と水不足解消（干ばつ時でも筑後川から柳川まで水が供給されるようになりました）を図り、用排水系統の再編、取水の合理化、田の区画整理行い農業の近代化・経営の合理化を目的に、昭和 51 年から行われている同事業の計画を昭和 54 年・平成 7 年に続いて 3 回目の一部変更するものです。

理由としては、受益面積の変更や水路延長見直し、工法の変更に伴い事業費が増加したこと。
変更内容（福岡県分）
受益面積：15,390ha→14,348ha
工事費：654 億円→939 億円
工事期間：S51～H13→S51～H23

〇市監査委員の浦繁氏が任期満了に伴い、再任されました。
監査委員は学識経験者の浦繁氏と議会代表の斉藤磨須雄氏です。

〇土地開発公社について

平成 15 年度の決算が報告され、収益的収支が 1,467,217 円の黒字。資本的収支が、収入 19,700,000 円に対し、支出が 21,592,976 円で不足額は過年度の留保資金から補填。事業内容としては、沖端は白秋団地跡地を駐車場用地として購入（19,753,979 円、767 ㎡）。

現在の保有資産は、上記の駐車場用地のほか主なものは以下のとおりです

- 公園用地（柳川ホテル駐車場跡地）：用地費 185,849,664 円／3,723 ㎡
- 生涯学習施設用地（新外町）：50,903,577 円／1,349 ㎡
- 公共事業代替用地（袋町）：28,965,000 円／706 ㎡
- 県道本町新田大川線代替用地（筑紫町）：25,263,823 円／556 ㎡

〇執行部より報告があったもの

・福祉バスについて

4 月から試験運行が始まりました福祉バスの利用状況
4 月　稼動日数：26 日　利用者：375 人　14.4 人／1 日
5 月　稼動日数：26 日　利用者：249 人　9.6 人／1 日
以上のように寂しい結果が出ており、ルート・停留所の位置などの検討が指摘されています

・県南女性センターについて

今年 1 月の議会報告でお知らせしておりました県南女性センターの廃止が、県からの連絡により正式に決定いたしました。

平成 17 年 3 月で閉館、平成 17 年度に解体され、更地にして市へ返還されます。

○市町村合併について（別紙　5～6 ページ参照）

平成 16 年 6 月 25 日

柳川市議会議員
佐々木創主

TEL:0944-75-6057
FAX:0944-75-6058
MAIL:dauble.s@nifty.com

○保険プランナーからの一口メモ

いま話題の**年金**ですが、年金には国民すべてが加入する国民年金と会社員などが加入する厚生年金や公務員の共済年金などがありますが、それぞれ支給されるものには 3 種類があります。いま盛んに議論されているのが 65 歳から支給される**老齢年金**ですが、その他に加入者が障害者になった場合の**障害者年金**と死亡した場合の**遺族年金**がありますが意外と知られていません。

家族の働き手が亡くなった場合の備えに、多くの人が生命保険に加入していると思いますが、この遺族年金のことも知っておく必要があります。

では、具体的に働き手である**ご主人が亡くなった場合**の需給**パターン**を見てみますと

国民年金：子供（18 歳まで）、妻（18 歳以下の子供がいる場合に限られる）
厚生年金：妻、子供（18 歳まで）、父母、孫、祖父母
共済年金：妻、子供（18 歳まで）、父母、孫、祖父母

＊父母、祖父母は死亡当時 55 歳以上の人で、支給開始は 60 歳から

支給額（年間）は（死亡した夫の月収が 30 万円と仮定）

国民年金：基本額 797,000 円　子供一人当たり 229,300 円（1,2 人目）、76,400 円(3 人目以降)
厚生年金：妻のみ 517,200 円、子供がいる場合は 517,200 円と国民年金の基本額、子供の加算額の合計
共済年金：妻のみ 620,700 円、子供がいる場合は 620,700 円と国民年金の基本額、子供の加算額の合計

＊厚生年金・共済年金は、子供のいない妻の場合 40 歳～65 歳の間 597,800 円が加算されます

東京海上火災保険㈱
東京海上あんしん生命保険㈱
保険プランナー　佐々木創主

市町村合併について

昨年 10 月に柳川市・大和町・三橋町 1 市 2 町の合併協議会が設立され、6 月 14 日の会議まで合計 14 回の協議が重ねられ、**４０の協定項目が決められました**。（ただし、合併時の議員報酬については今後合併までに調整するとなっています）

今後のスケジュールとしては、**7 月 15 日から各校区単位の住民説明会**が開催されます。そして、住民の皆さんからの合併の是非を問う**アンケート**(7 月中旬配布、8 月 6 日回収)の結果も踏まえ、8 月に 1 市 2 町の首長による**調印式**へとなります。

議会における合併是非の議論は、調印式後の 9 月議会となりますので、**住民説明会と市民アンケートがいっそう重要**となります。是非ご参加ください。

40 の協定項目

合併の方式・期日、新市の名称・事務所の位置、財産および債務、地域審議会、議会議員の定数及び任期、農業委員会委員の定数及び任期、一般職員の身分、特別職の身分、地方税の取扱い、条例・規則、事務組織及び機構、使用料・手数料、一部事務組合、町・字の区域及び名称、公共団体等、各種団体への補助金・交付金、慣行、国民健康保険事業、介護保険事業、行政区の名称及び区域、広報公聴、消防団、人権に関する事業、納税、窓口、各種福祉事業、保険事業・医療制度、水道事業、環境衛生事業、商工・観光事業、農水産、建設事業、都市計画事業、公営住宅事業、学校教育事業、生涯学習事業、新市建設計画

主なものは以下のとおりです

〇合併の期日：平成１７年３月２１日

〇新市の名称：柳川市

〇新市の事務所の位置

現在の１市２町の事務所を、柳川庁舎、大和庁舎、三橋庁舎とし、すべてに 1)住民票･戸籍･印鑑･税証明 2)国保･年金･児童手当・3)福祉 4)介護･老人･母子 5)公共料金･転入学 6)道路･水路補修対応 7)行政区対応などの窓口が置かれ、その他各庁舎に以下のとおりの部門が置かれます

柳川庁舎：議会事務局､総務部門､市民部門､建設・経済部門､企業部門､選挙管理委員会､公平委員会

大和庁舎：農業水産部門、農業委員会

三橋庁舎：教育部門、監査

〇地域審議会

合併による行政区拡大により、住民の意見がきめ細かく市政に反映されるよう柳川市、大和町、三橋町の各区に地域審議会が平成 27 年 3 月 31 日まで設置されます。

〇議会の定数および任期

任期については、合併後 1 年 7 ヶ月間現在の 1 市 2 町の議員が、引き続き新市の議員（53 名）として在籍し、その後 30 名の定数で選挙が行われ、2 回目の選挙で定数 24 となります。

〇一般職員の身分の取扱い

現在の柳川市（278 名)、大和町（135 名)、三橋町（115 名）の職員（合計 528 名）は、すべて新市に職員となります。合併後 400 名くらいを目標に削減計画を作り適正化が図られます。

〇地方税の取扱い

個人住民税は現行どおり、法人税の税割の税率は柳川市(14.7%)に合わせ、固定資産税は合併後 5 年間は現行どおりとなります。

〇使用量・手数料の取扱い

これについては 1 市 2 町で金額に差がるものや制度に違いがあるため、それぞれ調整され金額を統一するとともに廃止されるものもあります。

〇町･字の区域名称の取扱い

町・字の区域は現行どおり。名称は大字を廃止し、柳川市〇〇、柳川市大和町〇〇、柳川市三橋町〇〇のようにすることになります。

〇各種団体への補助金・交付金の取扱い

現行どおり新市に引継ぎ､審査会を設置し交付基準を検討した上 2 年間で調整することになります。

○健康保険事業の取扱い

1人あたりの平均保険税額は、ほぼ同額であるため平成16年度の医療費の増減分を加味した額となるよう調整されます。

○水道事業の取扱い

料金は柳川市・三橋町に合わせ（例：柳川・三橋 780円/6m大和町 390円/m）、徴収方法は大和町（1ヵ月ごとの検針、徴収）に合わせ、大和町のメーター使用料は廃止などとなります。

○学校教育事業の取扱い

通学区は、当面は現状のままとし、新市で住民の意向を踏まえ生徒数や規模・配置の観点から検討をし、柳川市の中学校給食は合併後早急に検討し実施することになります。（大和町・三橋町は実施中）

○新市の市長について

平成17年3月21日で新市へと移行しますが、1市2町の市長・町長も同時に失職します。新市の市長はそれから50日以内に行われる選挙で選ばれます。その間、1市2町の長が選んだ職務執行者がその職に当たります。

○新市の建設計画

合併後の地域特性を生かしたまちづくり、住民サービス、高速交通体系を生かした基盤整備、産業振興、教育、福祉、財政計画など様々な面での計画が盛り込まれております。しかし、抽象的な表現が多くもっと具体的な計画の必要性を感じます。量的に膨大なため配布される「みらい通信」などをご参照ください。

以上主なものですが、6月下旬に住民説明会用の資料が1市2町全戸に配布されます「みらい通信」と併せてご参照ください。

また、**議会議員の任期と定数**、そして**報酬**についてマスコミも盛んに報道し、いろんな意味で注目が集まっておりますので、以下をご参考ください。

○任期

まず任期については、**1年7ヶ月**間現在の1市2町の議員が在籍する**特例期間**を設けることになっています。**私は**、柳川市の議会の場において、財政の合理化が合併の大きな目的の一つであるため、特例期間（最高2年）を使わず、市長と同様**合併と同時**に法令定数（30）以内で**選挙**をすべき（**原則論**）と主張を致しましたが、意見を同じくするものは2人だけで、ほとんどが在任2年を使うべきとの意見で柳川市議会としての意向となってしまったことは数の論理とはいえ残念でした。また、大和町・三橋町とも在任特例を使うと言う意見が体勢を占めていたようです。**合併協議会**でも、原則論で行くべきとの意見も少なからずあったようですが、最終的に1年7ヶ月の特例を設けることになったようです。

○報酬

現在の議員報酬

柳川市：40万円（手取額：約27万円）　大和町・三橋町：25.9万円（手取額：約19万円）

この報酬額については、他地区の例を見ますと**一番高いものに合わせる**場合と特例期間中（新柳川市の場合は1年7ヶ月）は**合併以前の報酬額のままとする場合**があるようです。当地区の場合は、合併協議会で**合併の期日までに調整する**となっています。

いずれに致しましても、この合併協議会で決められた40項目が7月に行われます住民説明会で皆様に報告がなされます。そして、アンケート調査（18歳以上）が行われ、**8月中旬**にも1市2町の**首長で調印式**が行われます。それを考えますと、**アンケート**と特に**住民説明会での皆様の率直な意見**が、重要となります。私達と子供達の将来がかかった大きな問題です。皆様の積極的なご参加を宜しくお願いいたします。

柳川市議会議員
佐々木創主